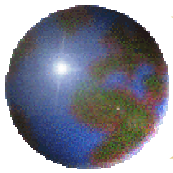


ICANNリスボン会合 政府諮問委員会報告 (平成19年3月24日～3月28日)

平成19年4月25日
総務省データ通信課
辰川 晶子



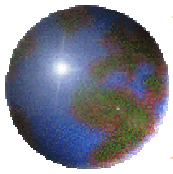
政府諮問委員会（GAC）の概要（1）

● GACの活動

- ICANNの活動に関し、次の事項について政府の立場から検討、ICANN理事会に対して助言。
 - － 公共政策課題に関する事項
 - － ICANNポリシーと各国国内法、国際協定との間で相互に関係がある事項

● GACメンバー構成

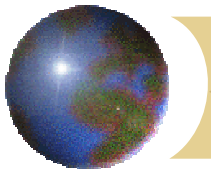
- 現在、101の国・地域の政府及び9国際機関（オブザーバー）で構成。
- 今回会合には46の国・地域の政府及び3国際機関から参加。
- 日本からは総務省職員がGAC代表として参加。



政府諮問委員会（GAC）の概要（2）

● リスボン会合での主要議題

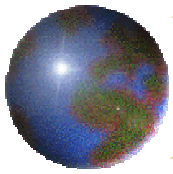
- (1) WHOIS
- (2) 新gTLD(分野別トップレベルドメイン)
- (3) IDN(国際化ドメイン名)
- (4) ccNSOとの意見交換
- (5) Transparency and Accountability(透明性・説明責任)
- (6) その他



リスボン会合結果概要（1）

（1）WHOIS

- ドメイン名の登録者情報提供サービスに関する公共政策課題についてGACの見解をとりまとめ、GAC原則として採択。
 - － WHOISデータに関する公共政策的側面
 - ▷ インターネットの普及に伴い、様々な用途に用いられる一方、懸念も存在
 - － WHOISサービスに適用される原則
 - ▷ 各国国内法規の遵守等
 - － 提言
 - ▷ WHOISデータの正確性確保
 - ▷ gTLDの登録やWHOISの利用に関する情報収集
- WHOISサービスの適切な在り方について、総意に基づく提案をまとめるようGNSOに要請。
- GAC原則の実施について、GNSOとの対話促進の意向を表明。

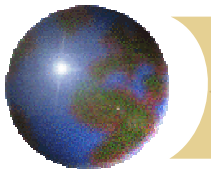


リスボン会合結果概要（2）

（2）新gTLD（分野別トップレベルドメイン）

- 新gTLDの導入、委任および運用について、公共政策的観点からの一般的原則をとりまとめ、GAC原則として採択。
 - － 新gTLDに関する公共政策的側面
 - ▷ 国連人権宣言の尊重、文化的宗教的配慮、既存TLDとの混同の回避
 - ▷ gTLD運用者選定に際しての公平・透明・無差別原則の尊重
 - ▷ TLD及びDNS全体における安全性、安定性の確保 等

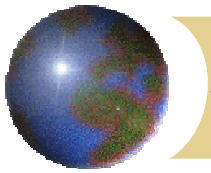
- GAC原則の実施について、GNSOとの対話促進の意向を表明。



リスボン会合結果概要（3）

（3） IDN（国際化ドメイン名）

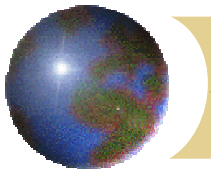
- IDN-ccTLDで使用される言語や文字に関し、GACメンバーは社会政治的・文化的観点からの評価・検討を行うことを確認。
- IDN-ccTLDの標準化方法策定に向けた早期の取組を奨励。
- ccNSO、GNSOとともに、IDNの世界的展開に向けて取り組むことを確認。



リスボン会合結果概要（４）

（４） ccNSOとの意見交換

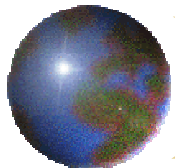
- ICANN地域に関するccTLDコミュニティの考え方を聴取。
- 使用されなくなった国コードに関する公共政策課題の存在を認識。
- ccTLDに関する既存のGAC原則は、2005年4月に採択された「ccTLDの委任と管理運営に関するGAC原則及びガイドライン」であることをICANN理事会に喚起。
 - － 関係国政府、ccTLDレジストリ、ICANNの役割
 - － ccTLDの委任、再委任に関する原則
 - － 関係国政府、ccTLDレジストリ、ICANNのコミュニケーションガイドライン



リスボン会合結果概要（5）

（5） Transparency and Accountability（透明性・説明責任）

- ICANNが引き続き透明性の精神を維持していくことを奨励。
- ICANNの透明性・説明責任の確保について、ICANN理事会へ提出するための文書を作成。
 - － 理事会の議事次第・詳細な議事録等の提供
 - － 政策課題に関する重要な決定に際しては追加的公式手続きの導入
 - ▷ 事前・事後の十分な資料の提供
 - ▷ 理事会の決定に対する不服申し立て手続きの周知
 - － 既存の理事会メンバー選定手続きの吟味



リスボン会合結果概要（6）

（6） その他（「.XXX」:アダルトサイト用ドメイン名）

- かねてから公共政策的観点から示している懸念を確認。
 - － 不法有害コンテンツへのアクセス制限のための適切な措置を講じること
 - － 弱者保護プログラムを支援すること
 - － 登録者の正確な詳細情報を保持し、必要に応じて法執行機関を支援すること
 - － 登録・適格審査規則を作成し、知的所有権や商標権、個人名等の保護を確実に行うこと

（※GACウェリントン会合コミュニケより）

- ICANNが自らの技術的権限の範囲を超えて、インターネットコンテンツに関する管理監督を負うこととなりかねないという懸念を理事会に表明。